

II 中国残留日本人孤児調査等について

1 中国残留邦人問題の背景

(1) 戦前、中国東北地区（旧満州地区）には、開拓団を始めとして多くの邦人が在住していたが、ソ連軍の対日参戦時（昭和20年8月9日）には、成年男子の多くは関東軍に召集されていたため、残された者の大多数は老人婦女子となっていた。

(2) ソ連参戦以後、これらの人々は、居住地を追われ、避難する途中で、或いは酷寒の難民収容所等で、飢餓や伝染病等により死亡する者が続出するという悲惨な状況にあった。このような状況の中で、生活手段を失い、中国人の妻となるなどして中国に留まった婦人等を「中国残留婦人等」と、両親、兄弟姉妹と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた子供を「中国残留日本人孤児」と呼び、これらの人々を「中国残留邦人」と総称している。

このうち、在日の親族から未帰還の届出があった残留邦人については「未帰還者」として把握されている。（未帰還者については、「3未帰還者の調査」を参照）

(参考)

日中両国政府が「中国残留日本人孤児」として肉親調査の対象としている者は、以下の①～⑤の要件をすべて備えている者である。

- ① 戸籍の有無にかかわらず、日本人を両親として出生した者であること。
- ② 中国東北地区等において、昭和20年8月9日（ソ連参戦の日）以降の混乱により、保護者と生別又は死別した者であること。
- ③ 当時の年齢が概ね13歳未満であること。
- ④ 本人が自己の身元を知らない者であること。
- ⑤ 当時から引き続き中国に残留し、成長した者であること。

(3) 中国東北地域からの邦人の引揚げは、昭和21年5月から開始されたが、昭和24年10月に社会主義体制の新中国が成立した後、一時中断した。

その後、昭和28年3月に再開し、日本赤十字社や中国紅十字会などの民間ベースを中心に昭和33年7月まで集団引揚げが断続的に行われた。

その後、個別引揚げが行われていたものの、昭和47年まで日本と中国の間に国交がなく、人の交流や文通もままならない状態が長く続いた。

(4) 昭和47年9月29日の日中国交正常化を契機として、多くの残留邦人が日本に帰国するようになり、また、中国からの身元調査の依頼が数多く寄せられるようになり、中国残留日本人孤児問題がクローズアップされるようになった。

このため、厚生省（当時）は、肉親捜しのための手掛かり資料を基に保有資料による調査に加え、報道機関の協力による公開調査により身元の解明の促進を図り、昭和56年3月からは、それまでの調査では身元が確認できない孤児を集団で一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て肉親探しを行う訪日調査を実施してきた。

平成12年度からは、中国現地で日中両国政府による共同調査で孤児認定を行い、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開（情報公開調査）後訪日させ、肉親情報のある者については肉親と思われる者との対面調査をする方法に改めた。